

4. 被災者支援（税など）

被災者支援の一環として税の減免があった。

市税に係る減免措置は、次のとおりであった。

個人住民税の減免、法人市民税の減免、固定資産税・都市計画税の減免、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免、介護保険料の減免、

その他、県税、国税の減免、控除があり、被災者支援の一環として実施された。

震災に伴う国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

震災により被災した世帯で、次のいずれかに該当する場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免となります。

申請には、減免理由によって必要な書類、印鑑を持参して申請してください。

	減免理由	減免割合	申請に必要な添付書類
①	主たる生計維持者が死亡した場合	全 額	死亡診断書、死体検案書等
②	主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合	全 額	医師の診断書
③	主たる生計維持者が障害者となった場合	全 額	身体障害者手帳等
④	主たる生計維持者が行方不明となった場合	全 額	行方不明であることを理由として、災害給付等の支給を受けたことが分かる書類の写し等
⑤	主たる生計維持者以外の世帯員が行方不明となった場合	行方不明者に係る保険税の全額	
⑥	主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかで10分の3以上の減少が見込まれる場合 ※非自発的失業者の軽減措置に該当する方は減免の対象外となります。(国保税のみ)	減少する割合と前年所得に応じて10分の2から全額	被災証明書と主たる生計維持者の前年の収入の種類、収入金額および所得金額がわかる書類ならびに世帯に属する全ての被保険者の前年の所得がわかる書類
⑦	住居が全壊した場合	全 額	り災証明書
⑧	住居が大規模半壊または半壊した場合	半 額	
⑨	福島原発の事故により避難指示等の対象となっている場合	全 額	避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

※③は後期高齢者医療保険料の方は減免対象外です。

◎次の要件に該当する方は申請の必要がありません。

- ・①から④および⑨の理由で既に医療機関受診時の一部負担金免除証明書の交付を受けた方
- ・⑦、⑧に該当する方（本市のり災証明書の交付を受けている方）ただし、⑧に該当する方で他の理由に該当する方は申請が必要となります。

【減免申請受付】 平成22年度分 8月8日(月)から 平成23年度分 9月16日(金)から

【減免適用期間】 ・国民健康保険税 平成23年3月11日から平成24年3月31日までに到来する納期に納付すべき保険料額のうち、平成22年度分（平成23年3月分）と平成23年度分の保険料が対象となります。

・後期高齢者医療保険料 平成23年3月11日から平成24年3月31日までに到来する納期に納付すべき保険料額のうち、平成22年度第9期分（平成23年3月納期分）と平成23年度分の保険料が対象となります。

※減免の適用を受けた方で、すでに納付済みの保険税・保険料がある場合は還付の通知を後日送付します。

☎ 申・問 保険年金課(内線2337・2338・2339・2342) ・各総合支所市民生活課

税務課から 市税の減免等

震災に伴う平成23年度分の市税の減免等について、お知らせします。

◇個人市・県民税

区 分	減免割合	申請書の提出
お亡くなりになられた方	全部	必要なし
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった方	全部	必要あり
障害者となった方	10分の9	必要あり

○納税者が居住する住宅に損害を受けた場合、市・県民税が減免されます。

合計所得金額（平成22年分）	損害の程度	減免割合	申請書の提出
500万円以下であるとき	全壊	全部	必要なし
	大規模半壊、半壊	2分の1	
500万円を越え750万円以下であるとき	全壊	2分の1	
	大規模半壊、半壊	4分の1	
750万円を越え1,000万円以下であるとき	全壊	4分の1	
	大規模半壊、半壊	8分の1	

※免除、減免に係る申請等は、決定次第お知らせします。

☎ 税務課課税管理室(内線3093~3098)

◇法人市民税

(1)平成23年3月11日において、市内に所在する事務所・事業所の全てが、市の公示する「平成23年度分の固定資産税等の課税免除対象区域」内にある場合に、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度の法人市民税の均等割を免除します。

(2)法人税割の税率を、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度分について、100分の12.3とします。また、震災により受けた損失が資本・出資金の額（資本金の額または出資金の額が300万円未満）の2分の1以上の額の損害を受けた場合は、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度分の法人割額について、10%を減免します。

☎ 税務課課税管理室 諸税証明グループ(内線3099)

◇固定資産税・都市計画税

津波により甚大な被害を受けた区域内の土地や家屋は課税免除となります。課税免除となる区域の指定については、決定次第お知らせします。

固定資産の区分	損害の程度	減免の割合	申請書の提出
住宅用地	当該住宅用地の適用に係る住家が、全壊もしくは大規模半壊または津波により床下浸水した場合	全部	必要なし
	当該住宅用地の適用に係る住家が半壊した場合(床下浸水した場合を除く。)	10分の5	
土地 (住宅用地ではないものに限る)	浸水、土砂の流入その他の事由により当該土地の面積の10分の8以上において従前の使用ができなくなった場合	全部	必要あり
	浸水、土砂の流入その他の事由により当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満において従前の使用ができなくなった場合	10分の8	
	浸水、土砂の流入その他の事由により当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満において従前の使用ができなくなった場合	10分の6	
	浸水、土砂の流入その他の事由により当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満において従前の使用ができなくなった場合	10分の4	
農地	一部において、浸水、土砂の流入その他の事由により被害がある場合	全部	必要なし
家屋	全壊もしくは大規模半壊または津波により床下浸水した場合	全部	
	半壊した場合(床下浸水した場合を除く。)	10分の5	
償却資産	当該償却資産を保管等している家屋等が全壊もしくは大規模半壊、もしくは津波により床下浸水した場合または当該償却資産が価格の10分の10において価値を減じた場合	全部	必要あり
	当該償却資産が価格の10分の6以上10分の10未満において価値を減じた場合	10分の8	
	当該償却資産を保管等している家屋等が半壊又は当該償却資産が価格の10分の4以上10分の6未満において価値を減じた場合	10分の6	
	当該償却資産が価格の10分の2以上10分の4未満において価値を減じた場合	10分の4	

・都市計画税は、課税免除または全額減免となりますので、実質的に税金は発生しないこととなります。
 ・減免は、り災状況に応じて減額後の税額で納税通知書を送付しますが、一部、納税者の皆さまからの申請により減免が可能となる場合があります。詳しくは、納税通知書に案内チラシ等を同封しますのでご確認願います。また、各税の減免申請の受付開始時期については、決定次第お知らせします。

☎ 税務課課税管理室 家屋グループ(内線3112~3199) 土地グループ(内線3122~3124)